



新型コロナウイルスワクチンの 接種について

令和3年1月18日
厚生労働省 健康局 健康課 予防接種室

1/36

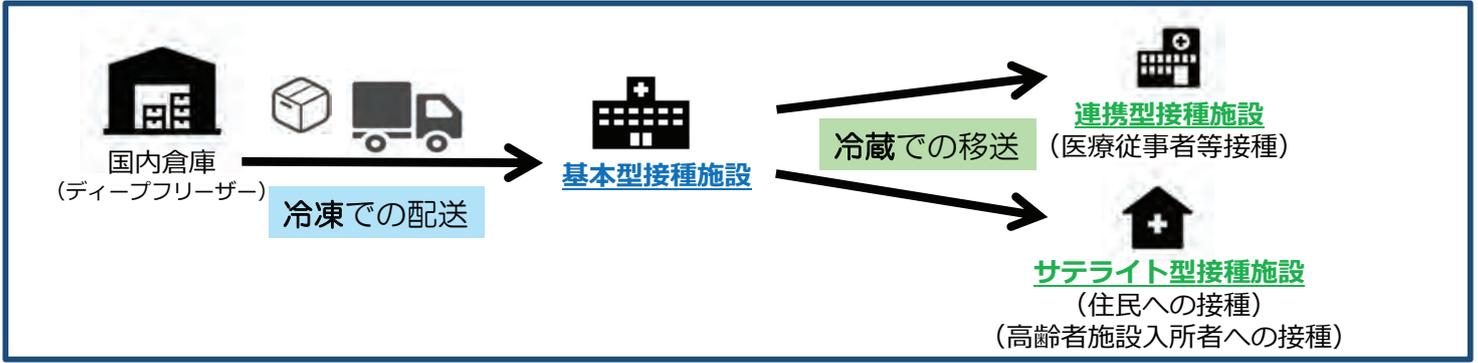
新型コロナワクチンの特性（現時点での想定）

※薬事承認前であり、
全て予定の情報です。

	ファイザー社	アストラゼネカ社	武田／モデルナ社
規模	1.2億回分 (6千万人×2回接種)	1.2億回分 (2回接種が想定されており、その場合 6千万人分に相当)	5千万回分 (2千5百万人×2回接種)
接種回数	2回(21日間隔)	2回(28日間隔)	2回(28日間隔)
保管温度	-75°C±15°C	2～8°C	-20°C±5°C
1バイアルの単位	6回分/バイアル	10回分/バイアル	10回分/バイアル
最小流通単位 (一度に接種会場に配送される最小の数量)	195バイアル (1170回接種分)	10バイアル(100回接種分) ※供給当初300万バイアル分 2バイアル(20回接種分) ※残り900万バイアル分	10バイアル (100回接種分)
バイアル開封後の保存条件 (温度、保存可能な期間)	(室温で融解後、接種前に生理食塩液で希釈) 希釈後、室温で6時間	(一度針をさしたもので以降) 室温で6時間 2～8°Cで48時間 希釈不要	(一度針をさしたもので以降) 2～25°Cで6時間(解凍後の再凍結は不可) 希釈不要
備考	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関では、ドライアイス又は超低温冷凍庫で保管 ※医療機関でのドライアイス保管は10日程度が限度 →10日で1170回の接種が必要 ※最大5日間追加での冷蔵保管可(2～8°C) 		<ul style="list-style-type: none"> 医療機関では、冷凍庫で保管(-20°C±5°C)

2/36

ファイザーのワクチンの小分けに関する条件と移送方法について



連携型接種施設とは

- 医療従事者等への接種に当たり、概ね100名以上の接種を行う施設が希望した場合、ワクチンを基本型接種施設から冷蔵で移送し、有効な期間内に自施設の従事者に接種する。

サテライト型接種施設とは

- 住民への接種に当たり、基本型施設1か所につき3か所程度（基本型施設と併せて人口5,000人に1か所程度）を上限として設置し、基本型接種施設から冷蔵で移送し、ワクチンを有効な期間内に接種する。
- 高齢者施設入所者や、離島・僻地での接種に必要な場合、上記の上限数を超過して、サテライト型接種施設を設置できる。

連携型・サテライト型施設に必要な準備

- 集合契約に加入し、V-SYSに基本情報・基本型施設等を登録
- 通常、冷蔵のワクチンを保管する冷蔵庫を予め保有
- ※ 保冷ボックス・保冷剤・バイアルホルダーは、国から基本型接種施設1か所当たり若干個を、基本型接種施設に提供予定。

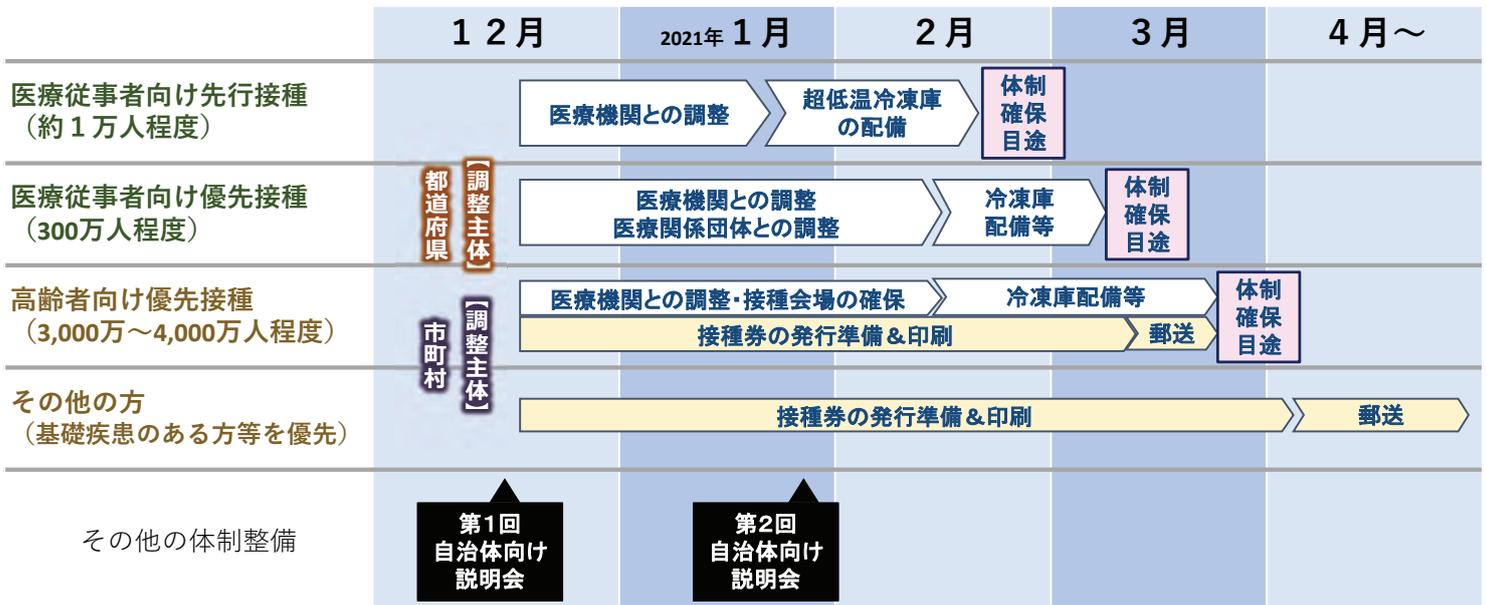
移送の方法

- 2°C～8°Cを保持して移送を行うため、保冷ボックスに、冷凍した保冷剤とともに入れて移送。バイアルホルダーに入れ、バイアルが倒れないようにする。
 - ワクチン本体、付属する文書（添付文書、シール等）、0.9%生理食塩水、国から提供される注射針・シリンジを併せて移送する。
 - 基本型接種施設に記録台帳を置き、移送数・移送先を記録。
 - 保管期限（解凍後5日）以内に必ず使用。保管期限を上回らないよう、移送日と使用日ごとの使用数を記録するほか、原則として1～2日間で使用する分ごとに移送。
- 移送に要する時間（冷蔵庫を出してから、冷蔵庫に入れるまで）は原則として3時間以内。離島等の特殊な事情がある場合でも12時間を超えることはできない。
 - 原則として、連携型接種施設は同一都道府県、サテライト型接種施設は同一市町村内でワクチンを移送（人口の少ない市町村に1000回単位のワクチンを配分できないために、都道府県が特に認めた場合に限り、市町村域を越えても可。

3/36

新型コロナワクチンの接種体制の構築（スケジュールのイメージ）

- ワクチンが承認された場合に速やかに接種が可能となるよう、ワクチン接種の優先順位を踏まえ、都道府県・市町村と連携して、接種体制を整える。



※優先順位は検討中の案に基づく

4/36

1. 接種の実務について
2. 医療機関委託での住民への接種体制について
3. 医療従事者への接種について

5/36

ワクチンの分配を受けるまでの流れ

事前準備

基本型、連携型及びサテライト型接種施設

集合契約への参加

- 接種を行う医療機関は、集合契約に参加する
 - 委任状を、ワクチン接種契約受付システムに、必要事項を入力して作成
 - 作成した委任状を取りまとめ団体（郡市区医師会等）に提出すると、集合契約への参加が完了
※郡市区医師会は、提出を受けたら、ワクチン接種契約受付システムの受領ボタンを押す

V-SYSへの初期登録

- 登録したメールアドレスに、V-SYS用のID/パスワードが送付される
- V-SYSに医療機関情報を入力すると、初期登録が完了
 - ワクチンの配送先、公開サイトへの表示情報、接種医名 等

ワクチン配分ごと (1～2週間おき)

基本型接種施設のみ

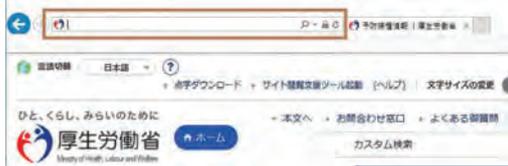
V-SYSへの接種可能量の入力

- 基本型接種施設は、V-SYSに接種可能量（希望量）を入力する
 - 市町村は、都道府県から割り当てられたワクチンについて、基本型接種施設への分配量を決定
- ワクチンの分配量が確定したら、基本型接種施設にメールで通知が届き、分配量を確認することができる

6/36

集合契約への参加

- ①委任状の発行はウェブサイトで行う。
- ②医療機関コード、担当者情報（担当者名、役職、電話番号、メールアドレス）、委任先、取り扱うワクチンの製造会社を入力すると、PDFが出力される。
- ③PDFを印刷して、委任先（郡市区医師会等）に郵送する。



- ①ワクチン接種契約受付システムのURLを入力する。
URL：
https://cont-mhlw.force.com/mhlw/vs_ininJyoTouroku



- ② 入力フォームに、医療機関コード、担当者情報（担当者名、役職、電話番号、メールアドレス）、委任先、取り扱うワクチンの製造会社を入力する。
- ③ 委任状がPDFで出力されるので、印刷して、委任先に郵送する。

V-SYSへの初期登録

V-SYSのID・パスワードが発行されたら、初期登録として、①V-SYSにログインし、②医療機関情報の更新、③HP掲載情報の入力、④接種医師情報の登録を行います。

ワクチン接種契約受付システム

STEP 1 : V-SYSにログイン

- ①集合契約の委任状作成時に受付システムに登録したメールアドレスへ、V-SYSのID・パスワードが送付されます
- ②V-SYSにログインします

STEP 2 : 医療機関情報の更新

- ①医療機関・接種会場の編集ページを開き、医療機関登録情報を更新・追記します（ディープリザー保有台数/医療機関HPのURL/駐車台数 等）
※受付システムに登録した情報は、V-SYSに引き継がれています。
- ②取扱ワクチン、ワクチン接種の責任者（医師）等の情報を入力します

STEP 3 : HP掲載情報入力

- ①厚生労働省が開設する新型コロナワクチン接種総合案内サイト「コロナワクチンナビ」に掲載する情報を追記します（予約受付用電話番号/予約用webページ、予約受付時間 等）
- ②可能な場合は、医療機関名の英語表記も入力ください

STEP 4 : 接種医師情報の登録

- ①医療機関でワクチン接種を行う医師の情報を入力します（医師氏名、メールアドレス、電話番号）
※接種医師情報は、ワクチン製造販売業者からの情報の提供・収集・伝達を実施するために必要な情報なため、確実に登録してください。

(参考) V-SYSへの初期登録画面①

医療機関情報の更新

情報を更新する場合のみ修正

受付システムから情報連携されています
必要時、情報を更新してください

医療機関・接種会場の編集

当てはまる場合は入力

- ①医療機関のホームページを開設している場合は入力してください
- ②ディープフリーザーを割り当てられている場合は、台数を入力してください
- ③駐車場を保有している場合は、台数を入力してください
- ④ワクチンの配送先を医療機関住所とは別に指定する場合は、入力してください

※①、③は接種総合案内サイト「コロナワクチンナビ」に掲載される項目です。

※全て現時点の画面イメージであり、今後変更予定です。

必ず入力

- ①連携型接種施設/サテライト型接種施設の場合、ワクチンを小分けしてもらった「基本型接種施設」を選択してください
- ②製薬メーカー等によるワクチン詳細説明が不要になったら、「求めない」を選択ください
- ③ワクチン接種の責任医師情報を記載してください

(参考) V-SYSへの初期登録画面③

HP掲載情報入力

必ず入力

厚生労働省が開設する新型コロナワクチン接種総合案内サイト「コロナワクチンナビ」に掲載する情報を記載してください
(予約受付用の電話番号/予約受付用WebページのURL、接種対応期間、予約受付時間)

可能な場合は入力(任意)

- ・記載可能な場合は、医療機関名称の英語表記やふりがなを入力してください
- ・ワクチン接種にあたり医療機関からお知らせがある場合は、お知らせ欄に入力してください

接種医師情報の登録

必ず入力

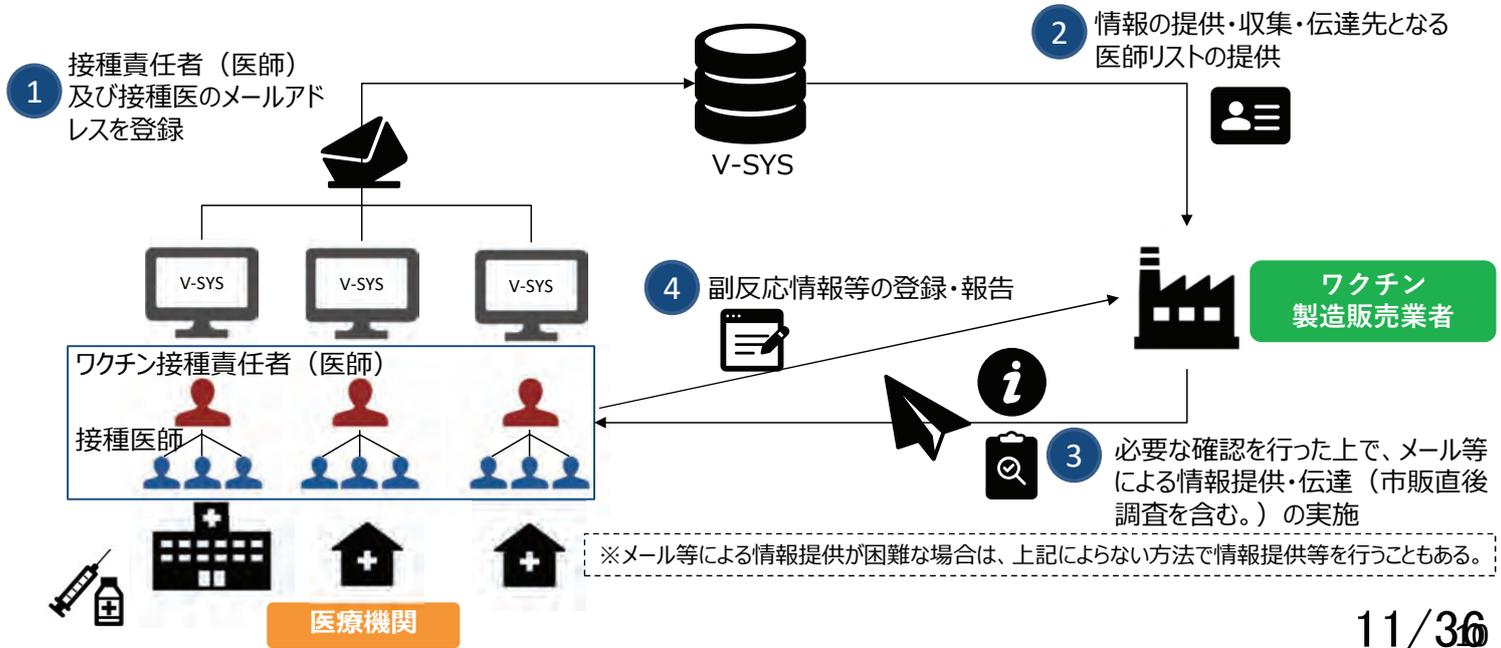
- ・接種医師情報(氏名、メールアドレス、電話番号)を入力してください
- ・各接種医師が対応可能なワクチンを選択してください

※全て現時点の画面イメージであり、今後変更予定です。

参考：ワクチン製造販売業者による市販直後調査を含む情報の提供等について

- ワクチン接種を開始した後、ワクチン製造販売業者各社がワクチンの適正使用等のため、情報の提供・収集・伝達を実施するが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、従来の医薬情報担当者（MR）の通常訪問による活動が限定される。
- そのため、当該ワクチンの市販直後調査を含む情報提供・収集・伝達は、原則、各ワクチンの製造販売業者からメール等を通じて実施する。現時点では、市販直後調査期間（販売開始から6か月間）は、直後調査の関連通知に基づく頻度でメールを配信する想定。

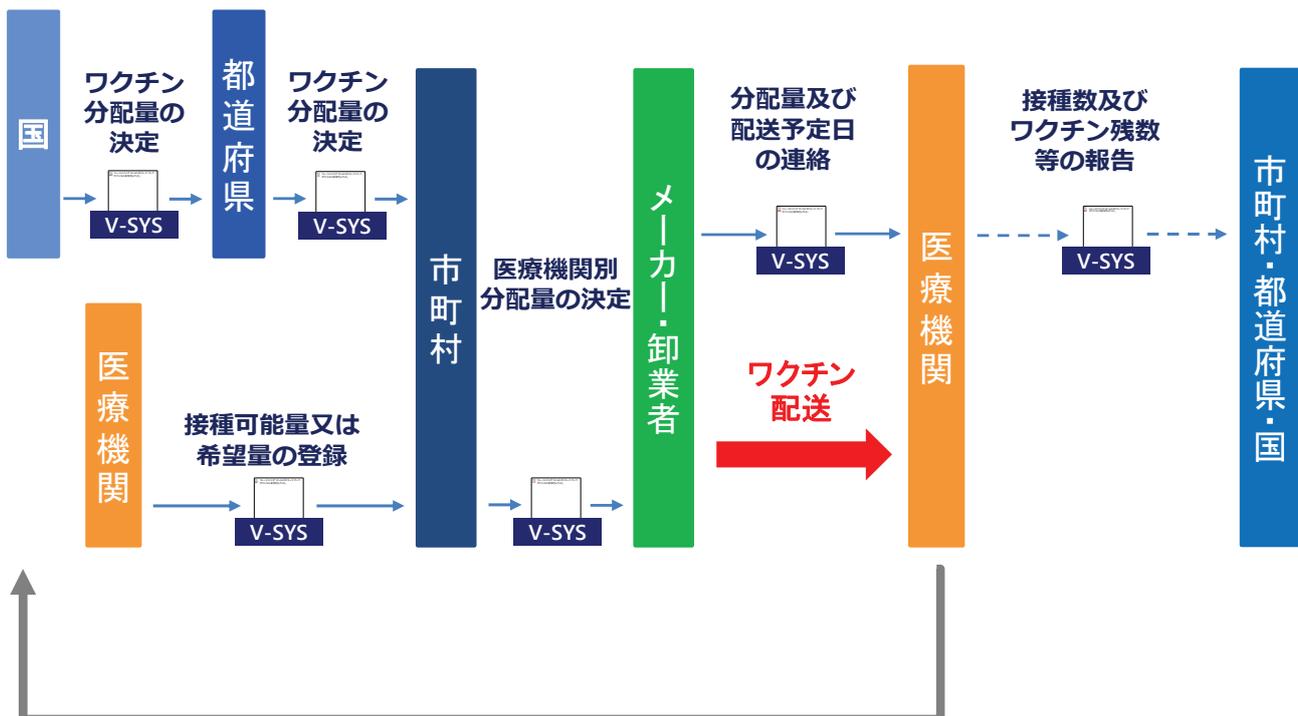
※市販直後調査：新しい医薬品の販売開始後の6か月間において、製造販売業者が医療機関に対し適正な使用を促すとともに、重篤な副作用等が発生した場合は速やかに当該製造販売業者に報告するよう協力を依頼するもの。個別症例の情報を集めるための調査ではありません。



11/36

ワクチン配分方法のイメージ

- ワクチンの分配・流通については、周期的に（月2～3回を想定）、地域ごとのワクチン分配量の決定を行い、委託先医療機関・接種会場等に分配する。
- 情報のやりとりは、各機関がV-SYS（ワクチン接種円滑化システム）へ入力することにより、自動的に次の機関に伝達される。



接種期間中、ワクチン分配量の決定を周期的に繰り返して行う。

12/36

接種可能量／接種実績の登録

- ①医療機関がワクチンを入手するために、自医療機関にて接種が可能な量（上限値）や希望量をV-SYSに登録します。
- ②併せて、接種グループ別の**接種者数**とワクチンの**廃棄量**も登録します。

接種可能量／希望量の登録

ワクチンの接種機関内における接種可能量（上限値）や希望量を入力します

累計接種者数等の登録

右側に表示される前回登録時までの累計接種者数を参考にしながら、登録時点における累計の接種者数等を接種グループ毎に入力します。
 (例) 前回登録時から、医療従事者に1回目+250人、2回目+50人接種した場合

ワクチン希望量等の報告

ファイザーワクチン

標準配送期間 2021/6/23～2021/7/7

標準接種期間 2021/7/8～2021/7/21

接種可能量

納品希望量登録 975回接種分
 × 1 = 975 回接種分

保管管理 ドライアイス 冷凍庫

シリンジ (100本) × 10 = 1000 本分

計 (100本) × 10 = 1000 本分

接種実績の入力

1月18日時点の接種実績をご登録ください

ファイザーワクチン	1回目	2回目	延べ回数
接種実績 (総数)	350 回	50 回	0 回
医療従事者等	350 回	50 回	0 回
基礎疾患有する者	0 回	0 回	0 回
高齢者	0 回	0 回	0 回
高齢者施設等従事者	0 回	0 回	0 回
その他	0 回	0 回	0 回

廃棄数の入力

1月18日時点の廃棄数をご登録ください

ファイザーワクチン	廃棄数 (架橋)
	0 本

前回登録時までの累計接種者数等

登録済みの内容 (最終登録1月11日時点の実績)

ファイザーワクチン	1回目	2回目	延べ回数
接種実績 (総数)	100 回	0 回	0 回
医療従事者等	100回	0回	0回
基礎疾患有する者	0回	0回	0回
高齢者	0回	0回	0回
高齢者施設等従事者	0回	0回	0回
その他	0回	0回	0回

※全て現時点の画面イメージであり、今後変更予定です。

接種を行う施設の事前準備 (物品)

医療機関で準備するもの

- 冷蔵庫
- 予診等で使う物品
 - ・医療従事者用のマスク
 - ・医療従事者用の使い捨て手袋
 - ・使い捨て舌圧子
 - ・体温計
- 接種に用いる物品
 - ・希釈に用いる注射針及びシリンジ
 - ・消毒用アルコール綿
 - ・トレイ
 - ・医療用廃棄物容器、針捨て容器
 - ・手指消毒剤
- 救急用品
- 事務用品

国又はワクチンメーカーが提供するもの

- ワクチン配送と同時期に送付
- ワクチン
 - ワクチンに付属する書類 (添付文書等)
 - 希釈用生理食塩水
 - 接種用の注射針(25G)
 - シリンジ (1ml、2ml、2.5ml など)
 - ドライアイス
 - ※超低温冷凍庫のない基本型接種施設
- 事前に設置・送付
- 超低温冷凍庫
 - ※自治体が指定した施設
 - ドライアイスの詰替え用の物品 (手袋、ゴーグル、スコップ)

ファイザー社のワクチンの取り扱い

- 基本型接種施設は、ディープフリーザー又はドライアイス入り保冷ボックスでワクチンを管理する。
- サテライト型接種施設への移送とサテライト型接種施設での保管は冷蔵で行う。



基本型接種施設

(ディープフリーザー設置)

- ワクチンが届き次第ディープフリーザーに格納



基本型接種施設

(ドライアイス入り保冷ボックスで管理)

- 詰め替え用ドライアイスが2回届く
- 換気がよく広い部屋に保冷ボックスを設置
- 外箱の開閉は1回3分以内、1日2回まで

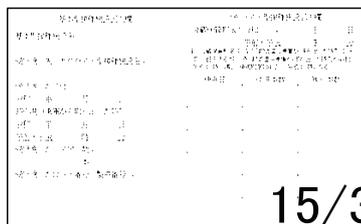
ワクチンを冷蔵で移送



サテライト型接種施設

(冷蔵庫で保管)

- ワクチンを冷蔵庫に移して保管する。
- 基本型接種施設でディープフリーザーから取り出してから5日以内に接種を完了する。
- 基本型から提供される情報提供シートを用いてワクチンの管理を行う。



参考 接種運営：事前準備

ワクチン接種に必要な物品の確認

- ワクチン配送セット内箱には、バイアル箱が1つ入っており、195本のワクチンバイアルが入っています
- ワクチンバイアル1本で6回の接種分なので、合計で1170回接種分のワクチンが届きます

ワクチン配送セット
ワクチン書類キット
希釈用生理食塩液
接種用物品
その他の物品



名称	概要	
バイアル箱	<ul style="list-style-type: none"> • 内箱の中にバイアル箱が1つ入っています • バイアル箱の中に195本のワクチンバイアルが入っています 	
ワクチンバイアル	<ul style="list-style-type: none"> • ワクチンバイアル1本で6回の接種ができます • 1つのバイアル箱で合計で1170回の接種ができます 	

ワクチンの種類	ウイルスベクターワクチン	DNAワクチン
	mRNAワクチン	組換えタンパクワクチン

ワクチンの取扱いについて

ワクチンの特性

特徴

- 抗原となるタンパク質を作り出すための設計図となるmRNAを直接体内に接種することで、抗原タンパク質を作り出すシンプルな機序です。

留意点

- 製品の取扱い手順書に基づき適切な温度管理・保管・解凍・接種が必要です。
- 有効期間が短い製品（製造日から6ヶ月、医療機関到着時には5~7週間の残存有効期限を想定）です。
- 英語包装/ラベル表示下での取扱いとなります。

ワクチンに関する最新情報の提供方法

(現時点での予定の情報です)

- ✓ 医療従事者向けHP
- ✓ 患者さん向けHP
- ✓ 医療関係者向けコールセンター

ワクチンに関する
情報掲載先
問合せ先

準備ができ次第、情報を更新いたします

- 本ワクチンは2回接種のワクチン（28日間隔）です。
- バイアル・用量は以下の通りです。
 - マルチドーズバイアル（10回接種分/1バイアル）であり、最小包装単位は10バイアル（100回接種分）です。
 - 接種用量は一回接種当たり0.5mlです。
- 適切な温度管理が必要な製品です。
 - $-20^{\circ}\text{C} \pm 5^{\circ}\text{C}$ での冷凍保存（有効期間： $-20^{\circ}\text{C} \pm 5^{\circ}\text{C}$ 保存で製造日から6か月）
 - バイアルに針を刺す前に、冷蔵温度（ $2-8^{\circ}\text{C}$ ）へ移行後、針を刺す前の状態で30日間保存が可能（製品の有効期間内にて）
 - バイアルに針を刺す前に、室温（ $8-25^{\circ}\text{C}$ ）へ移行後、針を刺す前の状態で12時間保存が可能
- 使用前は解凍が必要な製品です。
 - $-20^{\circ}\text{C} \pm 5^{\circ}\text{C}$ の保存状態から $2-8^{\circ}\text{C}$ へ移行し2時間半の解凍、または $15-25^{\circ}\text{C}$ （室温）へ移行し1時間の解凍
 - 解凍後の製品の再凍結は不可
- 希釈の必要はなく、溶解操作は不要です。
- 接種時の注意点
 - 接種直前は室温で15分放置する必要があります。
 - 一度針を刺したバイアルは6時間以内に使用（保存剤未使用）してください。
 - 製品吸引の際は1回接種分ごとに新しい注射針およびシリンジを使用し、吸引後速やかに接種してください。

接種の実務

受付

- 窓口に来た接種希望者の接種券と予診票を確認し、それぞれに記載された氏名等と、本人確認書類（運転免許証、被保険者証等）の内容を確認し、本人確認を行う。
- 接種希望者は、原則、住民票所在地の市町村において接種を受けることになる。
 - ※基礎疾患を有する者がかかりつけ医で接種する場合は他市町村でも接種できる。
 - ※近接する複数市町村で一体となって接種体制を構築する場合は、同一市町村とみなす。

予診

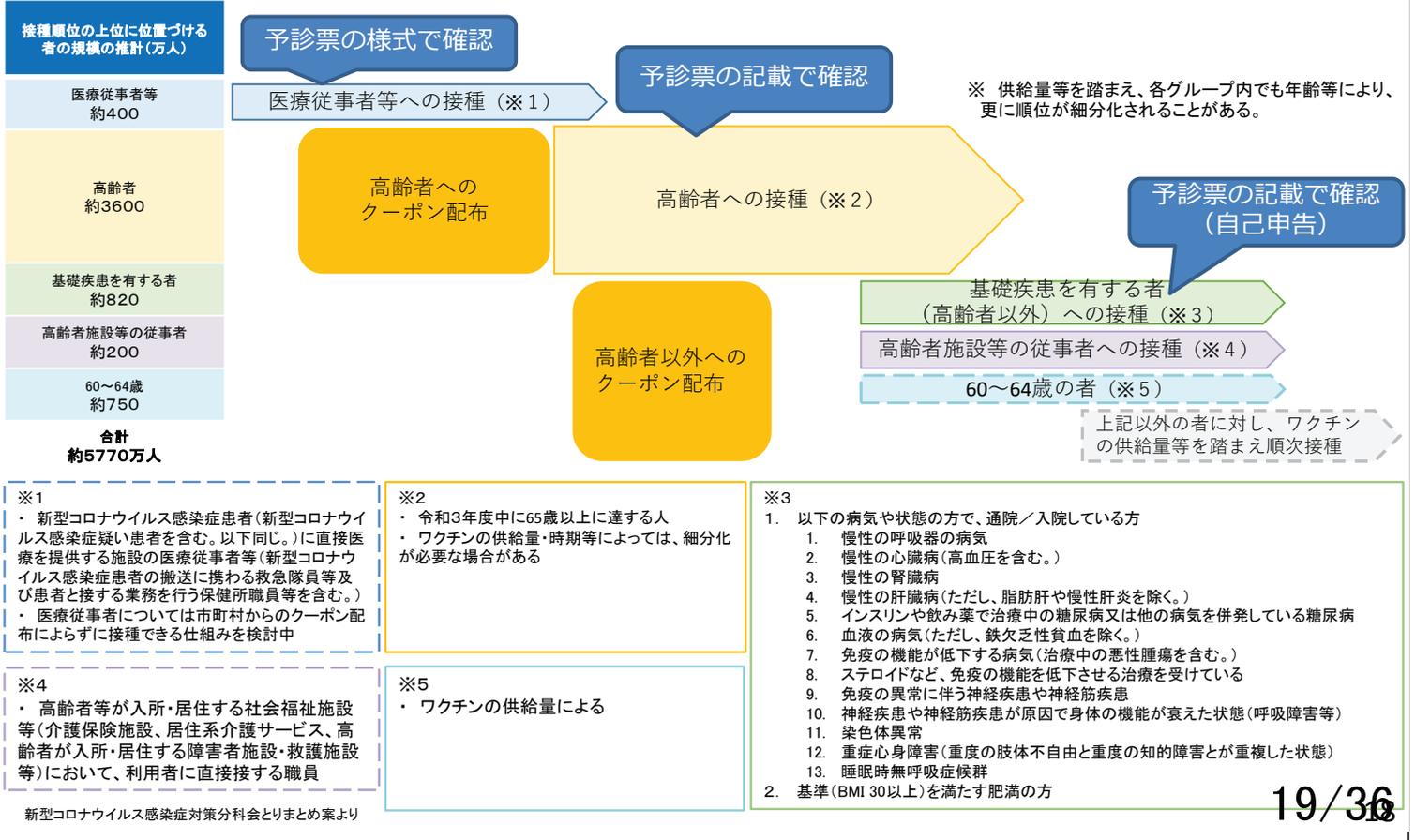
- 接種を行う前に、問診・診察を行い、予防接種を受けることが適当でない者又は予防接種の判断を行うに際して注意を要する者に該当するか否かを調べる。

接種後

- 予診票に、接種券のシールと、ワクチン名・ロット番号のシールを貼付する。
- 予診票の写し（コピー）を医療機関において保管する。
- 接種が終わった後、アナフィラキシーや血管迷走神経反射等の症状が生じることがあるため、接種後に接種会場において一定期間観察を行う。

接種順位の上位に位置づける者の接種順位と規模(想定)

- これまでの議論を踏まえると、接種順位、対象者の範囲・規模について、現時点では以下のように想定される。



接種場所の原則と例外について

- 新型コロナウイルスワクチンの接種は、平時の定期接種と同様に、各地域で住民向けの接種体制を構築することから、住民票所在地の市町村で接種を受けることを原則とする。
- ただし、長期入院、長期入所している等のやむを得ない事情による場合には、住民票所在地以外でワクチン接種を受けることができることとする。

原則(住所地内で接種)

- ・ 住民票所在地の市町村に所在する医療機関等で接種を受けることが原則とする。
- ・ 市町村は住民向けの接種体制を構築する。

住民票所在地の市町村



平時の定期接種と同様

例外(住所地外で接種)

- ・ 長期入院、長期入所している方等のやむを得ない事情による場合には、例外的に住民票所在地以外でワクチン接種を受けることができる。

やむをえない事情で住民票所在地以外に長期間滞在している者の例

- 市町村への申請が必要な方
- ・ 出産のために里帰りしている妊産婦
 - ・ 遠隔地へ下宿している学生
 - ・ 単身赴任者 等

- 市町村への申請が不要な方
- ・ 入院・入所者
 - ・ 基礎疾患を持つ者が主治医の下で接種する場合
 - ・ 災害による被害にあった者
 - ・ 拘留又は留置されている者、受刑者 等

住民票所在地の市町村



住民票所在地以外の市町村



・接種希望者が持参する接種券と予診票のイメージを以下に示す。

接種希望者が持参する接種券等のイメージ



予診票のイメージ

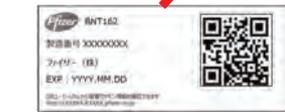


①接種券を貼付

②接種済証に貼付

③予診票に貼付

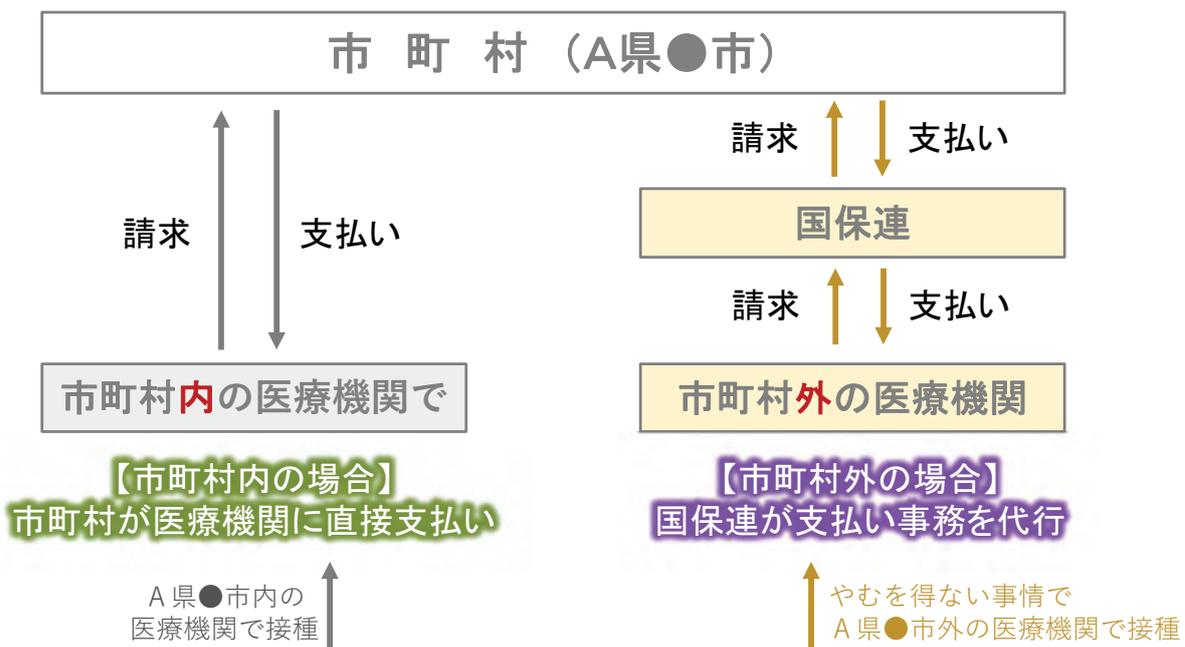
※予診票の質問項目は、薬事承認後（接種不適合者が決まった後）に決定



メーカーが提供するシールのイメージ

新型コロナウイルスワクチン接種の費用の請求・支払の概要

- 住民が住所地内の医療機関で接種を受けた場合、医療機関は市町村に直接費用を請求・支払いする。
- 住民が住所地外の医療機関で接種を受けた場合、市町村の支払い事務を国保連が代行する。
- 市町村外の医療機関に対する支払いがなくなり、事務負担の軽減につながる。



【市町村内の場合】
市町村が医療機関に直接支払い

【市町村外の場合】
国保連が支払い事務を代行

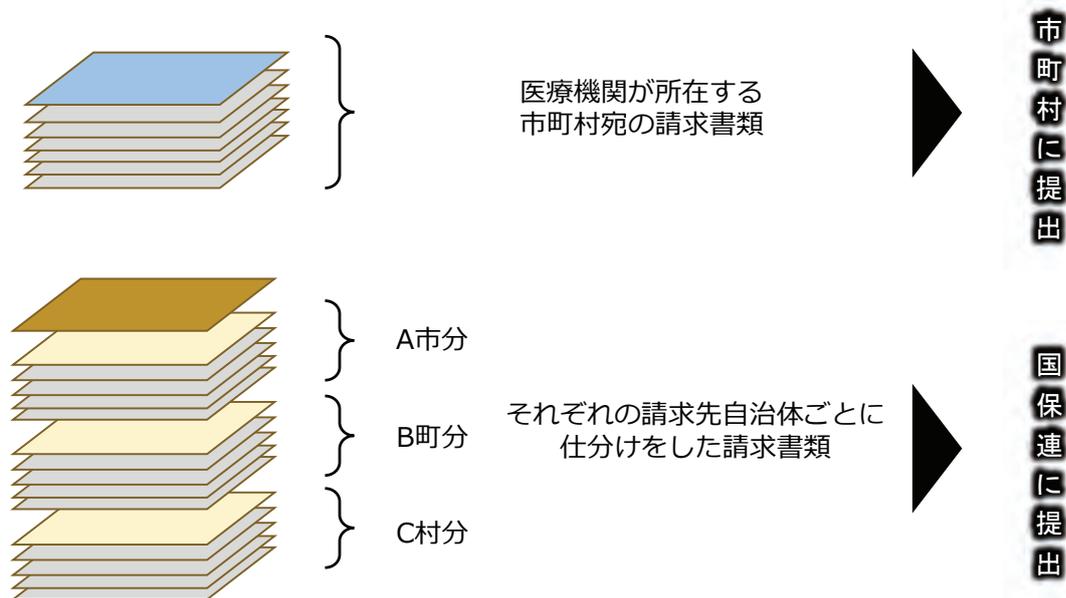
A県●市内の
医療機関で接種

やむを得ない事情で
A県●市外の医療機関で接種

(例) A県●市に住民票がある方

請求

- 医療機関は、医療機関が所在する市町村に対して、予診票の原本等を提出するとともに、国保連に対して、請求先自治体ごとに仕分けをした予診票の原本等を提出する。

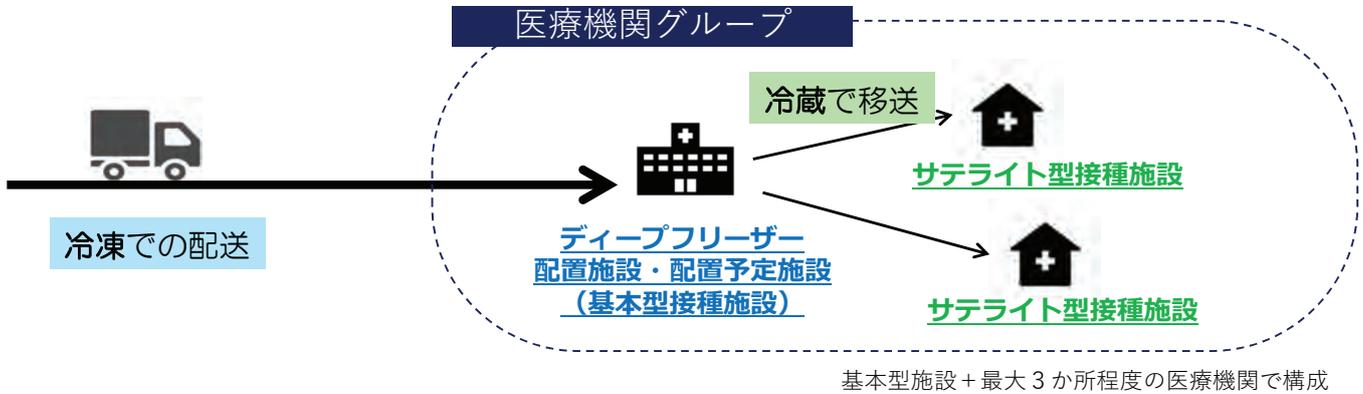


※近接する複数市町村で一体となって接種体制を構築する場合は、市町村に提出。 23/36

1. 接種の実務について
2. 医療機関委託での住民への接種体制について
3. 医療従事者への接種について

ファイザーのワクチンの医療機関グループでの接種

- ファイザー社のワクチンについては、1回の配送単位が大きく（約1000回接種分）、超低温の保管を要することから、保管が可能な施設に限られる。
- 保管を行わない施設でも接種できるよう、医療機関グループを構成し、基本型接種施設から、頻繁に冷蔵で移送し、ワクチンの有効な期間内（冷蔵での保管期間＝解凍から5日以内）に接種することができることとする。

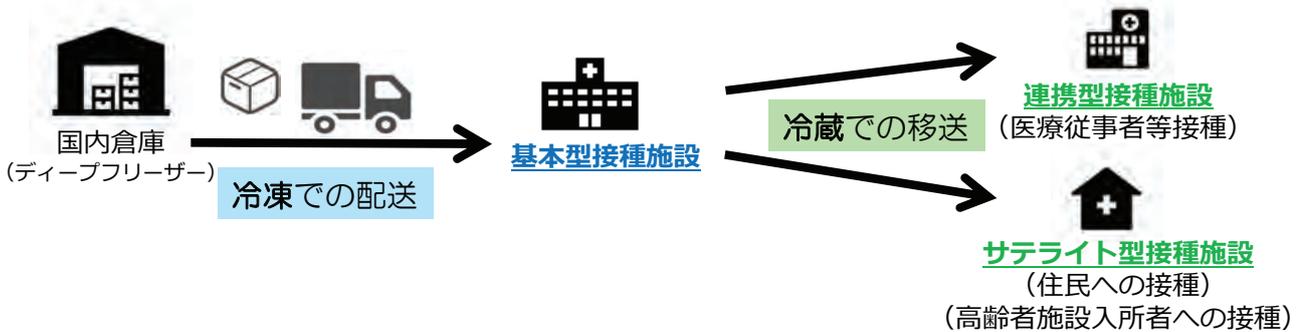


- 冷蔵での移送には、一定の条件（保冷箱・保冷剤の使用、移送は原則として3時間以内 等）を満たす必要がある。
- 移送は医療機関が行い、基本型接種施設の記録台帳に移送数、移送先などを記録する。
- 保管期限までに使用できるよう、小分けにして移送するほか、サテライト型接種施設で移送数・保管期限と使用数を管理する。

注：ワクチンを多くの施設に小分けにしすぎると、バイアル（瓶）ごとの接種回数の端数など、接種されないままとなるワクチンが増えて無駄が生じるため、原則として基本型施設 + 最大3か所程度の医療機関でグループを構成し、接種施設に被接種者を誘導する。

25/36

ファイザーのワクチンの小分けに関する条件と移送方法について（概要）



連携型接種施設とは

- 医療従事者等への接種に当たり、概ね100名以上の接種を行う施設が希望した場合、ワクチンを基本型接種施設から冷蔵で移送し、有効な期間内に自施設の従事者に接種する。

サテライト型接種施設とは

- 住民への接種に当たり、基本型施設1か所につき3か所程度（基本型施設と併せて人口5,000人に1か所程度）を上限として設置し、基本型接種施設から冷蔵で移送し、ワクチンを有効な期間内に接種する。
- 高齢者施設入所者や、離島・僻地での接種に必要な場合、上記の上限数を超えて、サテライト型接種施設を設置できる。

連携型・サテライト型施設に必要な準備

- 集合契約に加入し、V-SYSに基本情報・基本型施設等を登録
- 通常、冷蔵のワクチンを保管する冷蔵庫を予め保有
- ※ 保冷ボックス・保冷剤・バイアルホルダーは、国から基本型接種施設1か所当たり若干個を、基本型接種施設に提供予定。

移送の方法

- 2°C～8°Cを保って移送を行うため、保冷ボックスに、冷凍した保冷剤とともに入れて移送。バイアルホルダーに入れ、バイアルが倒れないようにする。
- ワクチン本体、付属する文書（添付文書、シール等）、0.9%生理食塩水、国から提供される注射針・シリンジを併せて移送する。
- 基本型接種施設に記録台帳を置き、移送数・移送先を記録。
- 保管期限（解凍後5日）以内に必ず使用。保管期限を上回らないよう、移送日と使用日ごとの使用数を記録するほか、原則として1～2日間で使用する分ごとに移送。

- 移送に要する時間（冷蔵庫を出してから、冷蔵庫に入れるまで）は原則として3時間以内。離島等の特殊な事情がある場合でも12時間を超えることはできない。

- 原則として、連携型接種施設は同一都道府県、サテライト型接種施設は同一市町村内でワクチンを移送（人口の少ない市町村に1000回単位のワクチンを配分できないために、都道府県が特に認めた場合に限り、市町村域を越えても可）。

26/36

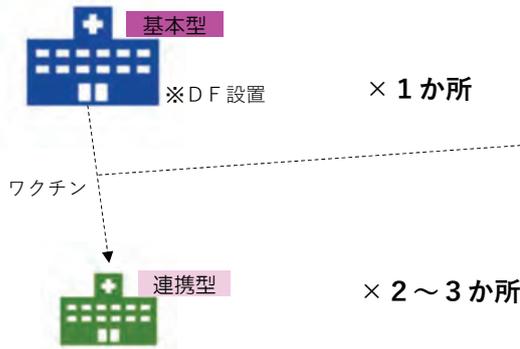
医療機関での接種モデル例（ファイザーのワクチンの医療従事者等への接種フェーズ）

人口10万人の市を想定したモデル（人口規模が異なる場合は、概ね人口に比例して規模を増減）

※市内の病院5か所、医療従事者数約3000人と仮定。2月末までのディープフリーザー配分数1基と想定。

※時期は体制確保の目的を示す。実際の接種時期は、薬事審査・承認の状況によっても変動する。

①病院での接種



②医療関係団体の設置する会場での接種



- 2月中に基本型接種施設にディープフリーザーを設置。
- 3月から医療従事者接種を行う。
- 従事者数の自施設で接種を行うほか、基本型接種施設は医療従事者接種を行う他の病院へのワクチン移送元となる。
- その後引き続き住民への接種を実施するほか、基本型接種施設は高齢者施設への接種協力診療所へのワクチン移送元となる

- 医療関係団体が調整を行い、診療所等での接種会場を設ける場合には、基本型接種施設から冷蔵でワクチンを移送して接種する。

- こうした体制を総合的に確保し、1回目の接種の21日後には2回目の接種を行うことができるよう、1回目の接種は概ね3週間以内に行うことを目指す。

27/36

医療機関での接種モデル例（ファイザーのワクチンの住民への接種フェーズ）

人口10万人の市を想定したモデル（人口規模が異なる場合は、概ね人口に比例して規模を増減）

※市内の病院5か所、診療所70か所と仮定。ディープフリーザー配分数7基と想定。

※ファイザーのワクチン配分量をピーク時で6千回分/週と想定。

※時期は体制確保の目的を示す。実際の接種時期は、薬事審査・承認の状況によっても変動する。

①病院での接種



②診療所グループでの接種



- 2月中に基本型接種施設にディープフリーザーを設置、3月から医療従事者接種
- その後、できる限り引き続き住民への接種を実施する
- 基本型接種施設は必要に応じ、サテライト型の接種施設や、高齢者施設への接種協力診療所へのワクチン移送元となる
- その他の病院においては、可能な場合、サテライト型接種施設として接種を実施

- 3月下旬ないし4月から、住民への接種を開始
- 3月から6月に基本型接種施設に順次ディープフリーザーが設置される（配置まではドライアイスで保管）
- 基本型接種施設へ冷凍でワクチンが配送され、基本型施設で保管する。基本型接種施設からサテライト型接種施設へは、その都度冷蔵でワクチンを移送
- ピーク時には、基本型接種施設に週あたり1箱（約1000回分）のワクチンが供給される計算となる。→配送からできるだけ1週間以内（最大2週間以内）にグループ内で無駄なく接種できるよう接種を分担

③高齢者施設への接種協力診療所等

施設併設の医療機関で接種が可能な場合



- 併設の医療機関が、サテライト型接種施設として登録し、基本型施設からワクチンを受け取って接種

施設併設の医療機関がない場合

施設併設の医療機関で接種ができない場合



- 接種に協力する医療機関が、サテライト型接種施設として登録し、基本型接種施設からワクチンを受け取って接種
- 施設毎に接種を行う医療機関を確保できるように、必要に応じ市町村が地域医師会等の協力を得て調整する

28/36

医療機関での接種モデル例（複数のワクチンの住民への接種フェーズ）

人口10万人の市を想定したモデル（人口規模が異なる場合は、概ね人口に比例して規模を増減）

※市内の病院5か所、診療所70か所と仮定。ディープフリーザー配分量はファイザー用・モデルナ用各7基と想定。

※ピーク時のワクチン配分量を、ファイザー：6千回分/週、モデルナ：3千回分/週、アストラゼネカ：4千回分/週と想定

※時期は体制確保の目途を示す。実際の接種時期は、薬事審査・承認の状況によっても変動する。

A ファイザーのワクチンの接種

病院：1～3病院

診療所グループ：



※このほか、高齢者施設への接種協力診療所を必要に応じ確保

B モデルナ／武田のワクチンの接種

- ファイザーのワクチンで配分されるのと同数のフリーザーの配置がなされる見込み。（温度帯が異なるため、ファイザーのフリーザーはモデルナのワクチンには流用できない。）
- ピーク時のワクチン配分量はファイザーのワクチンの半分程度と想定される。



- 6か所程度の基本型接種施設（ワクチンの配送を直接受ける施設）が必要
- ワクチンを他の診療所へ冷蔵で移送できるかは現時点では未定

C アストラゼネカのワクチンの接種

- 冷蔵での保管が可能のため、接種を行う診療所数に制約はない。



- 各診療所での接種が想定される。ファイザー、モデルナのワクチンの接種を行わない診療所を中心に、20～30程度の診療所を想定。
- 1バイアルが10ドーズで供給されることから、無駄なく接種できるよう、接種数の少ない医療機関では、少人数への接種を毎日行うのではなく、隔日等で1日当たり数十人の接種を行うことが望ましい。

29/36

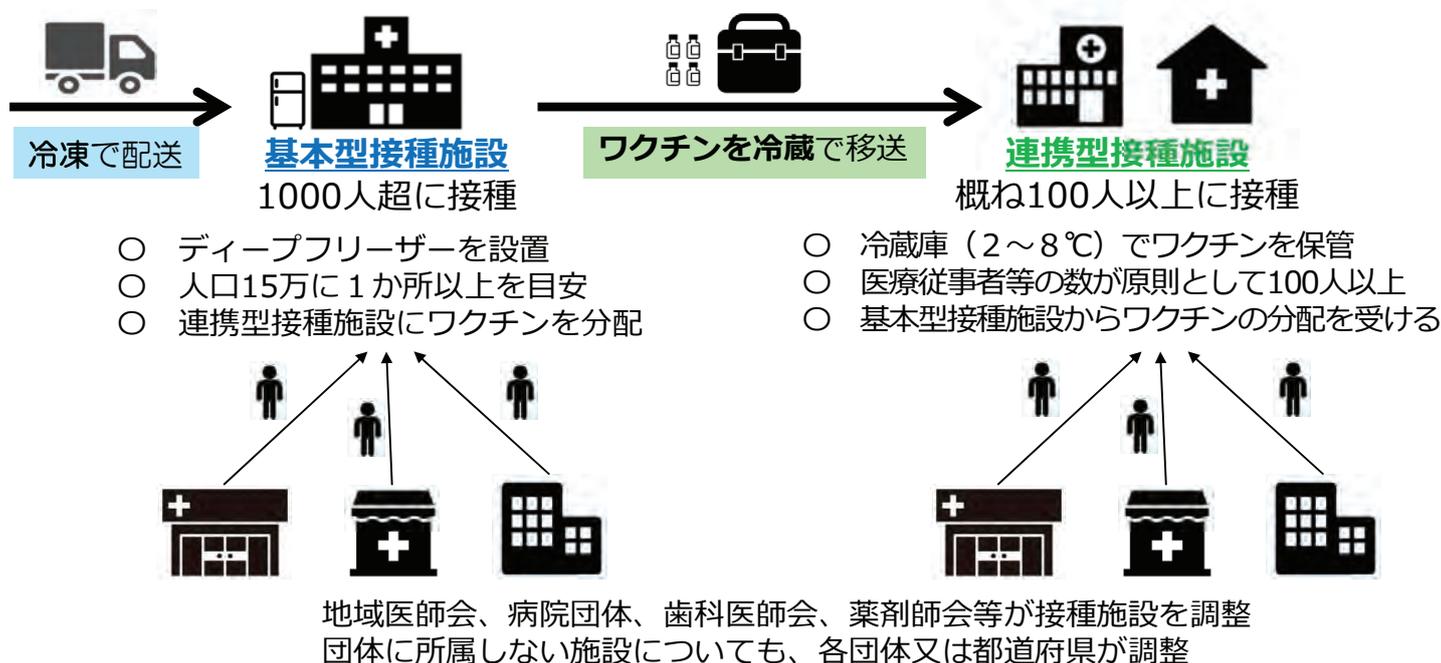
接種へのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- 現在、市町村から、郡市区医師会や個別の医療機関に
 - 個別接種の委託のお願いや
 - 集団接種での医療従事者の従事をお願いを行っております。
- 円滑迅速に接種するためには、地域医師会・各医療機関のご協力をいただくことが必要不可欠です。
- 今回の新型コロナワクチン接種の重要性に鑑み、接種へのご協力を賜りますよう、なにとぞお願い申し上げます。

1. 接種の実務について
2. 医療機関委託での住民への接種体制について
3. 医療従事者への接種について

医療従事者等への接種体制

- ディープフリーザーを設置する基本型接種施設及び基本型接種施設からワクチンの分配を受け接種を行う連携型接種施設が医療従事者等への接種を担う。
- 基本型接種施設及び連携型施設は自施設の職員への接種のほかに、地域の診療所や薬局、自治体等に勤務する医療従事者等の接種を行う。



優先接種の対象となる医療従事者等の範囲

- 医療従事者等に早期に接種する理由として、以下の点が重要であることを踏まえ、具体的な範囲を検討中。
 - ・ 業務の特性として、**新型コロナウイルス感染症患者や多くの疑い患者と頻繁に接する**業務を行うことから、新型コロナウイルスへの曝露の機会が極めて多いこと
 - ・ 従事する者の発症及び重症化リスクの軽減は、**医療提供体制の確保のために必要**であること（注2）
- 以下の対象者が含まれる見込み。（1月頃の新型コロナウイルス感染症対策分科会で決定予定）

対象者	対象者に関する留意点	対象者を取りまとめる主体
病院、診療所において、新型コロナウイルス感染症患者・疑い患者(注1)に頻繁に接する機会のある医師その他の職員	※ 診療科、職種は限定しない。（歯科も含まれる） ※ 委託業者についても、業務の特性として、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、医療機関の判断により対象とできる。	医療関係団体 ※概ね従事者100人超で、自ら接種を行う施設は施設ごと
薬局において、新型コロナウイルス感染症患者・疑い患者(注1)に頻繁に接する機会のある薬剤師その他の職員	※ 当該薬局が店舗販売業等と併設されている場合、薬剤師以外の職員については専ら薬局に従事するとともに、主に患者への対応を行う者に限る。	関係団体
新型コロナウイルス感染症患者・疑い患者(注1)を搬送する救急隊員等、海上保安庁職員、自衛隊職員		都道府県 ※国関係機関は、都道府県単位でリストを作成し都道府県に提出 ※刑務所内の医療従事者も都道府県がとりまとめ
自治体等の新型コロナウイルス感染症対策業務において、新型コロナウイルス感染症患者・疑い患者(注1)に頻繁に接する業務を行う者	※ 以下のような業務に従事する者が含まれる ・ 患者と接する業務を行う保健所職員、検疫所職員等 ・ 宿泊療養施設で患者に頻繁に接する者 ・ 自宅、宿泊療養施設や医療機関の間の患者移送を行う者	都道府県

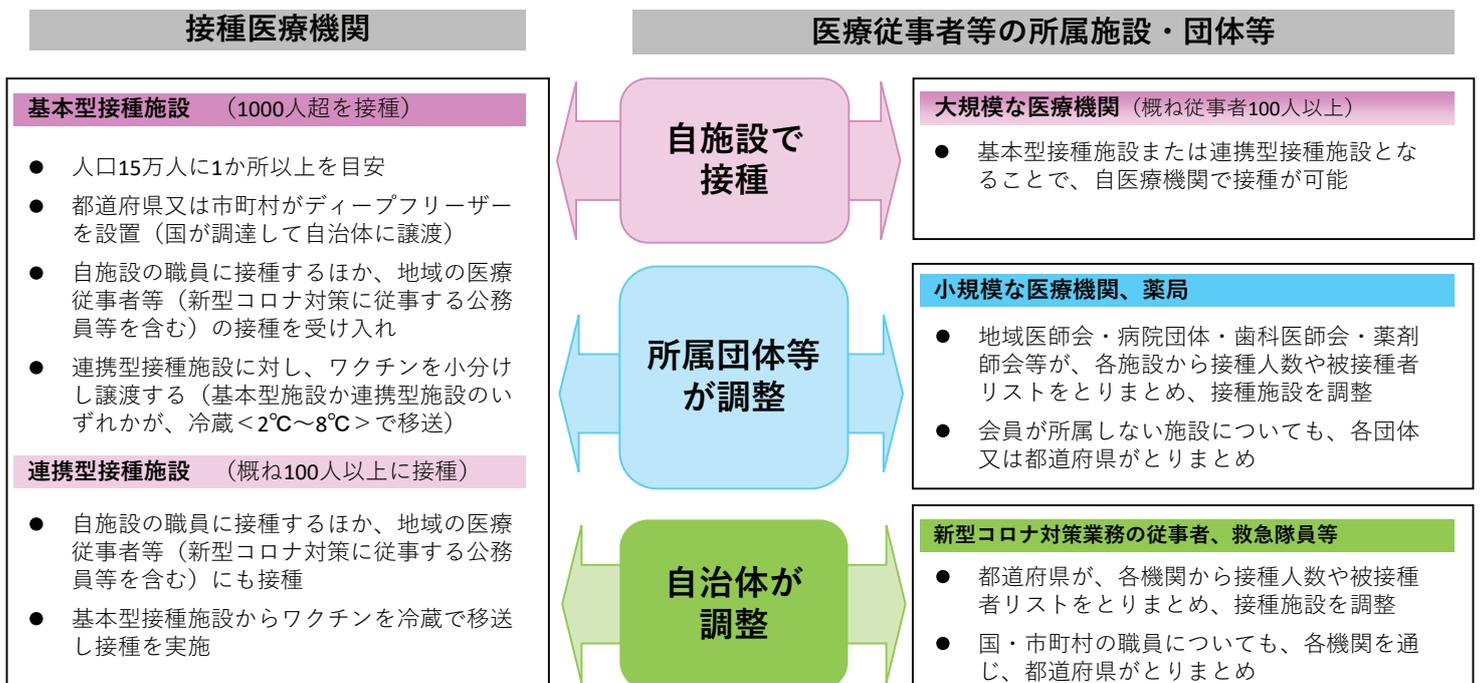
注1：医療従事者等は、個人のリスク軽減に加え、医療提供体制の確保の観点から接種が望まれるものの、最終的には接種は個人の判断であり、業務従事への条件とはならない

注2：疑い患者には、新型コロナウイルス感染症患者であることを積極的に疑う場合だけでなく、発熱・呼吸器症状などを有し新型コロナウイルス感染症患者かどうか分からない患者を含む。

33/36

医療従事者等への接種の進め方(概要)

- 医療従事者等への接種方法は、都道府県が地域の医療関係団体等と調整。標準的な実施方法は以下の通り。



- 基本型接種施設がV-SYSにワクチン必要量を登録
- ワクチン納品予定日を基本型施設がV-SYSで確認
- 具体的な接種日や時間枠ごとの人数を決定し、被接種者や、被接種者の取りまとめ主体に伝達
- 接種を実施、接種記録書を交付
- 受診券付き予診票を用いて接種費用を請求

具体的な接種の流れ

- 接種予定人数を調べ、接種医療機関と調整
- 被接種者リストを作成
- 受診券付き予診票を作成して被接種者に配布（V-SYSに名簿を登録すれば予診票を出力できる）
- 接種医療機関との間で接種日時を調整し、被接種者に案内

34/36

- 一般の診療所・薬局等においては、所属する医療関係団体等のとりまとめにより、接種施設で接種を受ける。
- 接種には、市町村が送付するクーポン券ではなく、医療関係団体を通じて配布するクーポン券付き予診票を用いる。

一般の診療所・薬局等を行う準備

（参考）医療関係団体側で行う準備

1月

2月前半

接種まで

1 ● 接種予定者数を団体に提出

依頼

提出

- 接種予定人数の把握 <1/22まで>
 - 非会員の施設の接種希望の受付についても、都道府県の要請を受け、できるだけ各団体で実施。

2 ● 接種予定者リスト（氏名・住民票登録の住所）を団体に提出
※ 団体によっては①と同時に行う場合もあり

依頼

提出

- 接種場所の確保 <1/28まで>
 - 基本型接種施設・連携型接種施設に依頼する、自前の接種施設を設ける等により、接種予定者数に見合う接種体制を確保する
- 接種予定者ごとの接種場所の計画
 - 接種場所毎の接種人数をもとに、接種予定者の施設所在地等に応じた接種場所を計画
- 接種予定者リストの作成 <2/15頃まで>
 - 氏名のほか、住民票登録の住所を把握してリストに反映させる必要がある

3 ● クーポン券付き予診票の配布
● 接種日時・場所の案内

案内

- 接種予定者のクーポン券付き予診票の発行、配布
 - V-SYS稼働後にV-SYSの機能を使って出力可能（接種施設における接種日・時間枠の決定を受け）
- 接種予定者への接種日時連絡
 - この時点で接種予定人数に変動がある場合には、接種施設に連絡する。

4 ● 指定会場で接種を受ける
● クーポン券付き予診票
● （氏名・住所付き）身分証明書
● （2回目の場合は）1回目の接種記録書を持参

※ 住民への送付時期に、クーポン券が送付されるが、医療従事者として接種を受けた場合には、使用せずに破棄する。

- 医療関係団体（地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会等）は、関係する医療従事者（自施設で接種する病院等の従事者を除く）の接種予定人数を把握し、接種場所の確保を調整。
- 接種までの間に、接種予定者リストを作成し、クーポン券付き予診票を接種予定者に配布するとともに、接種日時等を案内。

行政との間で行う手続や調整

団体側で行う準備

1月

2月前半

接種まで

接種後

- V-SYSのIDの交付
 - 郡市区医師会は、集合契約の取りまとめのためにV-SYSのIDを配布されるため、それを用いる。
 - 歯科医師会、薬剤師会は、全国団体を通じてメールアドレス等を登録し、V-SYS IDの発行を受ける。

- 接種施設・予定者数を都道府県に報告 <2/3まで>

- 接種予定人数の把握 <1/22まで>
 - 非会員の施設の接種希望の受付についても、都道府県の要請を受け、できるだけ各団体で実施。

- 接種場所の確保 <1/28まで>
 - 基本型接種施設・連携型接種施設に依頼する、自前の接種施設を設ける等により、接種予定者数に見合う接種体制を確保する

- 接種予定者ごとの接種場所の計画
 - 接種場所毎の接種人数をもとに、接種予定者の施設所在地等に応じた接種場所を計画

- 接種予定者リストの作成 <2/15頃まで>
 - 氏名のほか、住民票登録の住所を把握してリストに反映させる必要がある

- 接種予定者のクーポン券付き予診票の発行、配布
 - V-SYS稼働後にV-SYSの機能を使って出力可能

（接種施設における接種日・時間枠の決定を受け）

- 接種予定者への接種日時連絡
 - この時点で接種予定人数に変動がある場合には、接種施設に連絡する。

～接種～